



くらしのまど

vol. 3

2016年4月より電力の小売全面自由化が始まります ～4月までに手続きをしなくても現在の電力会社から今までどおりの電気が供給 されますので、あわてないで、よく理解してから契約を！詐欺に注意～

2016年4月1日より、電力の小売全面自由化が始まります。これまで、電力の契約は各地域の電力会社との契約でしたが、自由化により複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。「料金が必ず安くなる」といった勧誘に気をつけ、正確な情報を収集し、よく理解してから契約をしましょう。また、乗商法にも気をつけましょう。



電力の小売全面自由化の流れ

「訪問販売」、「電話勧誘販売」で新料金の申込みをした場合、8日以内であればクーリング・オフができます。
(法定書面を受け取った日から起算して8日以内)

2016年1月～

電力会社・料金メニュー切り替えの事前受付が本格化

- *新規参入の電力会社・地域の電力会社から新しい料金プラン、サービス内容が順次発表されます。
- *切り替えの事前予約を開始する時期は、会社によって異なります。

2016年4月～

電力の小売全面自由化

あわてて契約する必要はありません！

- *新規参入の電力会社・地域の電力会社の各社の新しい料金プラン、サービス内容への切り替えが可能となります。
- *消費者保護のため、競争が十分に進展するまでの間(少なくとも2020年3月まで)は、現在の一般的な料金メニューも、各地域の電力会社から引き続き提供されます。



想定されるプラン・サービス例

- ▽昼夜時間別料金のプラン
- ▽再生可能エネルギー発電中心のサービス
- ▽省エネ診断によって使い方を「見える化」できるサービス
- ▽使用量に応じてポイントがもらえるサービス
- ▽ガスとのセット割引料金プラン
- ▽携帯電話とのセット割引料金プラン

料金・契約内容・契約解除時に違約金が発生するかなどの諸条件を調べ、慎重に。

郡山市消費生活センター

場所：市役所西庁舎 3階
 電話：921-0333
 受付時間：8:30～17:15



郡山市は、WHO(世界保健機関)地域安全推進協働センターが推奨するセーフコミュニティ活動に取り組んでいます。

電力小売自由化 Q & A

Q 切り替えに必要な手続きは？

A 新電力との手続きのみで、現在の地域電力会社への連絡は不要です。電気はこれまで通りの電線・設備を使って送られるため、新たに電線を引く工事はありません。原則として「スマートメーター」を設置することになりますが、通常、工事に立ち会う必要はなく費用負担も発生しません。スマートメーターは通信機能のある新型の電力量計で、2020年代早期までに全世帯に導入予定ですが、新電力に切り替えた人から優先的に取り付けます。

Q マンションでも新電力を選べる？

A 基本的には選べますが、管理組合を通じてマンション全体で一括購入契約を結んでいる場合は制限があります。わからなければ管理組合に問い合わせましょう。

Q 新電力に契約した後、別の電力会社へ乗り換える場合は？

A 契約によっては解約時に解約金が発生する可能性があります。契約時に条件を確認しましょう。電力会社には料金や解約条件を書面で説明する義務があり、不当に高額な解約金の設定は制限されています。

Q トラブルがあったらどうするか？

A 国が設置した「電力取引監視等委員会」(03・3501・5725)が利用者相談にも応じます。

契約はここをチェック！

- ① 詐欺かもしれません。
国の登録を受けた「小売電気事業者」ですか？
・経済産業省 資源エネルギー庁のサイトや専用ダイヤル
(0570・028・555)で確認できます。
- ② 契約の内容をきちんと確認しましたか？
・どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービスとのセット料金や値引きになっていないか。
・契約期間が長期なものになっていないか、満了後の更改手続きはどうするのか。
・契約期間中の制約はあるか、解約時に違約金は発生するか。
- ③ 停電など困ったときの連絡先を確認しましたか？
- ④ 電力の小売自由化に便乗した太陽光発電、プロパンガス、蓄電池等の直接関係のない商品の勧誘が行われています。その必要性についてよく考えましたか？

ワンポイント

「どこの料金プランがお得なの？」
「月々、どの位安くなるの？」・・・
でもちょっと待って下さい。別の視点で電気を選ぶことも出来ます。それは、地域貢献や環境重視の視点です。「地球温暖化につながる温室効果ガスの排出量が少ない電気を使いたい」「太陽光や風力、地熱など再生可能エネルギーを中心とした会社を選びたい」など「何で作った電気か」で会社を選ぶことが出来る機会です。消費者一人ひとりが、周りの人や将来生まれる人、社会、経済、環境によい影響を与えられるよう、積極的に行動することが今求められています。そのような消費者に支えられた社会を「**消費者市民社会**」といいます。

